



# 優良住宅部品認定基準

Certification Standard for Quality Housing Component

## 床下換気用土台スペーサー

Sill spacers for underfloor ventilation

BLS SV:2013

2013年4月30日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビシタ**



# 目 次

## 優良住宅部品認定基準 床下換気用土台スペーサー

### I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

### II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
  - 1.1 機能の確保
  - 1.2 安全性の確保
    - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
    - (1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保)
    - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
    - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
  - 1.3 耐久性の確保
  - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
    - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
    - 1.4.2 床下換気用土台スペーサーのライフサイクルの各段階における環境配慮
      - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
      - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
      - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
      - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
      - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
      - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
  - 2.1 適切な品質管理の実施
  - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
    - 2.2.1 適切な品質保証の実施
    - 2.2.2 確実な供給体制の確保
    - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
      - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
      - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
    - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
      - 2.2.4.1 相談窓口の整備
      - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
      - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
  - 2.3 適切な施工の担
    - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
    - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
  - 3.1 基本性能に関する情報提供
  - (3.2 使用に関する情報提供)
  - 3.2 維持管理に関する情報提供
  - 3.3 施工に関する情報提供

### III. 附則



# 優良住宅部品認定基準

## 床下換気用土台スペーサー

### I. 総則

#### 1. 適用範囲

軸組構法または枠組壁工法の住宅の基礎工事及び床組工事において、床下換気を確保するために布基礎又はべた基礎（立ち上がりを有するもの）上に設置する土台スペーサーに適用する。

#### 2. 用語の定義

- a) 土台スペーサー：板状の部品で、基礎と土台との間に設置することで床下換気を行おうとするものをいい、部分置きタイプと連続置きタイプがある。
- b) 部分置きタイプ：柱直下あるいは壁下に間隔をおいて設置することで生じた開口部から床下換気を行う土台スペーサー。
- c) 連続置きタイプ：隙間なく敷き詰め、部品木端の開口部から床下換気を行う土台スペーサー。
- d) 固定用部材：土台スペーサーを基礎または土台に固定するための部材をいう。
- e) 水切りガード：換気口から雨水等が浸入するのを防ぐための部材をいう。
- f) 調整用部材：土台と土台スペーサーの間に生じた隙間に挿入し、土台等の不陸を防止するための部材をいう。
- g) 防鼠部材：ねずみ等の侵入を防ぐためのスクリーン状の部材（有孔）をいう。
- h) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- i) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- j) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- k) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

#### 3. 部品の構成

構成部品は表－1による。

表－1 構成

構成部品名	構成の別 (注)	備考
土台スペーサー	●	※1 「部分置きタイプ」のみ該当。連続置きタイプの土台スペーサーは、換気孔がハニカム形状になっており、スペーサー本体に防鼠能力を備えている。よって、防鼠部材をセットフリー部品から削除している。
水切りガード	○	
防鼠部材 <sup>※1</sup>	○	
調整用部材	△	
固定用部材	△	

注)

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品

及び部材を示す。

○：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

#### 4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

#### 5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は原則として以下とする。

- a) 土台スペーサーの配置及び割付
- b) 土台スペーサーの基礎または土台への固定
- c) 調整用部材の挿入 (調整用部材が必要な場合)
- d) 防鼠部材の取付 (部分置きタイプの場合)
- e) 水切りガードの取付 (セットフリー部品として含む場合)
- f) 土台スペーサー設置後の確認、検査

#### 6. 寸法

- a) 土台スペーサーの形状、寸法は、配置計画に対応できるバリエーションを有していること。
- b) 土台スペーサー材の高さ (厚さ) 寸法の製作寸法許容差は $\pm 0.5\text{mm}$  以下に設定されていること。

## II. 要求事項

### 1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

#### 1.1 機能の確保

- a) 土台スペーサーの換気孔の面積は、適切であること。
- b) 土台スペーサーを標準施工したときに、床下から外部および外部から床下の両方向の基礎長さ 1m あたりの相当開口面積  $\alpha A$  ( $\text{cm}^2/\text{m}$ ) は、適切であること。

#### 1.2 安全性の確保

##### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 許容耐力試験及び剛性試験における連続置きタイプの試験片の作成方法  
許容耐力試験及び剛性試験における連続置きタイプの試験片は、材端部での土台スペーサーの降伏時における最大耐力を確認し、その耐力に相当するスペーサーの長さを有効長さとする。
- b) 土台スペーサーの鉛直荷重に対する許容耐力  
土台スペーサーは、所定の鉛直荷重に対し、十分な許容耐力を有すること。
- c) 土台スペーサーの鉛直荷重に対する剛性  
土台スペーサーは、所定の短期鉛直荷重に対し、十分な剛性を有すること。

- d) 土台スペーサーの鉛直荷重に対するクリープ性能  
土台スペーサーは、所定の長期鉛直荷重に対し、適切なクリープ性能を有すること。
- e) 異なる温度環境下における土台スペーサーの剛性の確保  
土台スペーサーは、異なる温度環境下における所定の荷重に対し、適切な剛性を確保できること。
- f) アンカーボルトによる土台及び土台スペーサーの固定  
土台及び土台スペーサー材は、アンカーボルトにより固定されること。
- g) 土台スペーサーの移動・滑動の防止  
柱下、耐力壁下等の主要部の土台スペーサー材は、移動又は滑動しないこと。

#### (1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保)

#### (1.2.3 健康上の安全性の確保)

#### 1.2.4 火災に対する安全性の確保

- a) 土台スペーサーは、燃えにくい材料が使用されていること。
- b) 延焼の恐れのある部分に使用する場合の対応措置が講じられていること。

#### 1.3 耐久性の確保

- a) 樹脂製部材は、温度変化、湿度変化に対して耐久性を有する材料を使用していること。
- b) 樹脂製部材は、防腐材、木材処理材及びコンクリート等に対して耐薬品性を有する材料を使用していること。

#### 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

##### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

##### 1.4.2 床下換気用土台スペーサーのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

###### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

###### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

###### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

###### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

###### 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新で

きるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

## 2 供給者の供給体制等に係る要求事項

### 2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

#### 2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 部品を構成する部分又は機能 10年

#### <免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

#### 2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

#### 2.2.3 適切な維持管理への配慮

##### 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

##### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

## 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

### 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

## 2.3 適切な施工の担保

### 2.3.1 適切なインターフェイス

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が明らかとなっていること。

## 3 情報の提供に係る要求事項

### 3.1 基本性能に関する情報提供

床下換気用土台スペーサーに関する基本的な事項についての情報のうち所用事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

### (3.2 使用に関する情報提供)

### 3.3 維持管理に関する情報提供

床下換気用土台スペーサーの専門的な維持管理の実施に要する所用事項が、容易に入手できる方法により維持管理者等に適切に提供されること。

### 3.4 施工に関する情報提供

床下換気用土台スペーサーの施工について、次の事項を記載した施工説明書等が施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 施工方法・納まり等の明確化」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書が、施工者に提供されること。

### Ⅲ. 附則

1. この認定基準（床下換気用土台スペーサー BLS SV：2013）は、2013年4月30日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（床下換気用土台スペーサー BLS SV：2008）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

# 優良住宅部品認定基準（床下換気用土台スペーサー） 解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（床下換気用土台スペーサー）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

## I 今回の改正内容

1. 保証における免責事項の基準内への記載
2. 適切な施工の担保及び情報提供の変更

## II その他

### 1. 基準改正の履歴

#### 【2009年3月31日公表・施行】

安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

#### 【2007年11月30日公表・施行、2008年10月1日一部追記】

附則の追記

#### 【2007年11月30日公表・施行】

評価基準の制定